（別紙１）

許可申請

手数料

収入証紙

貼付欄

　　年　　月　　日

許　　可　　申　　請　　書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 住 | 所 |  |  |  |  |  |  |  | 氏 | 名 |  |  |  |  |

兵庫県知事　　　　　　　　　様

 〒 申請者住所

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | － |  |  |  |  |

 申請者氏名

 担当者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　電話

電子メール

下記のとおり河川法第 　　　条の許可を申請します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請区分 |  　新規・変更・継続　権利 地位 譲渡　承継 | 法区分 | 条文区分 | 申請区分 |
|  |  |  |  |  |  |
| 前回許可番号 | 兵庫県指令神北(宝土)　　第　　　　　　　　号　　　　　　　　　　　　  |  |  |
| 前回許可年月日 |  　　　　　 年　　　月　　　日 |  |  |
| 河川の名称 |  級河川 　 川水系 川 |  |  |  |  |  |  |
| 占用の場所 |  から まで |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 占用の目的 |  |  |  |  |  |  |  |
| 占用物件の数量・規格・構造等 |
| 物　件　名 | 寸法（外径） | 数量(延長・面積等) | 単 位 | 種　別 | 枝　 名 | 等地 |
|  |  ・ ｍ |  ・ |  |  |  |  |  |  |
|  |  ・ ｍ |  ・ |  |  |  |  |  |  |
|  |  ・ ｍ |  ・ |  |  |  |  |  |  |
|  |  ・ ｍ |  ・ |  |  |  |  |  |  |
|  |  ・ ｍ |  ・ |  |  |  |  |  |  |
|  |  ・ ｍ |  ・ |  |  |  |  |  |  |

 （注）　太枠内は記入しないで下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 占用の期間 | 許　可　の　日　　　　から　　　年　　　月　　　日まで |
| 工事の期間 | 　　　年　　　月　　　日　　から　　年　　　月　　　日まで |
| 行為面積 | 河川区域内　　　　　　　　　　　　㎡ | 　河川保全区域内　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 行為の内容 |  |
|  工事の  実施方法  |  |
|  |  |

添　付　書　類

１　新規又は変更申請の場合（正副２部提出）

(1)位置図　(2)平面図　(3)横断図　(4)縦断図　(5)求積図　(6)占用物件の構造図

(7)損害賠償責任負担請書 (8)現況ｶﾗｰ写真 (9)委任状 (10)その他所長の必要と認めるもの

 （注）変更申請の場合は、現行の許可書（写）及び変更理由書を必ず添付すること。

２　継続申請の場合（正副２部提出）

(1)位置図　(2)平面図　(3)現行の許可書（写） (4)求積図　（5）現況写真

（6）その他所長の必要と認めるもの（必要な場合は別途連絡することがあります）

記 入 上 の 注 意

(1) 申請者が法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 河川法施行規則第39条の規定により、複数の申請を同時に行うときは「第　条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。

(3) 河川管理者以外のものがその権限に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却にあっては、「占用面積」及び「占用の期間」については記載しないこと。

(4) 河川法第27条及び第55条第１項等の許可申請を行うときは、行為面積・内容・実施方法欄を詳細に記載すること。また、「工事の実施方法」については、工事の実施にあたっての治水上の措置、及び施行の順序等について具体的に記載すること。

(5) 変更申請の場合は、変更となる許可事項を新（黒字）旧（赤字）対照書きすること。

(6) 申請に権利譲渡または地位承継を伴うときは、該当する申請区分を○で囲み、別紙様式に必要事項を記載して提出すること。

（7）河川保全区域内制限行為の許可申請については、使用料及び手数料徴収条例第２条に基づき、申請手数料が必要になることがあります。